

別表十八の二付表一 「連結中間納付額の調整計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結親法人（普通法人に限ります。）が法第81条の19第1項（第1号イ又はロに係る部分に限ります。）若しくは第2項から第6項まで（連結中間申告）又は令第155条の47第1項（連結中間納付額の調整）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「同上のうち土地譲渡 税額及びリース特別控 除取戻税額2」	前期に措置法第68条の67第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、同期の別表一の二(一)の「10」の外書の金額又は別表一の二(三)「8」の外書の金額を加えた金額を記載します。	
「前期実績基準額(別 表十八の二付表二 「4」)又は $(3) \times \frac{6}{4}$ 」	当期が最初の連結事業年度である場合には「又は $(3) \times \frac{6}{4}$ 」を消し、当期が最初の連結事業年度以外の連結事業年度である場合には分母の空欄に前期の月数を記載した上で、「(別表十八の二付表二「4」)又は」を消します。	前期の月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。

3 根拠条文

法81の19、令155の47、規則37の8